

# 有明海沿岸道路 筑後川・早津江川橋梁設計検討委員会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、有明海沿岸道路 筑後川・早津江川橋梁設計検討委員会とする。  
(以下「委員会」と称す。)

## (目 的)

第2条 委員会は、有明海沿岸道路に計画されている筑後川及び早津江川の橋梁について、現地周辺環境等を十分に考慮した橋梁形式や設計施工の基本方針など課題を検討し助言する。

## (組 織)

第3条 1. 委員会は、第2条の目的達成のため学識経験者、福岡県、佐賀県で構成する。  
2. 委員会は、設計検討委員会、景観分科会、地盤・構造分科会で構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

## (委員会)

第4条 1. 設計検討委員会、分科会には委員長、分科会長を置く。  
2. 委員長及び分科会長は、委員の互選により選出し、委員会及び分科会を統括する。  
3. 委員長及び分科会長は、委員会及び分科会を召集し、会の進行を務める。  
4. 委員長及び分科会長は、必要に応じ臨時委員を参加させることが出来る。

## (所業事務)

第5条 委員会は、次の事項について事務を掌握するものとする。  
1. 検討方針・内容に関する重要事項の決定  
2. 設計に関する事項の審議  
3. その他委員会において必要が生じた事項

## (事務局)

第6条 事務局は、福岡国道事務所及び佐賀国道事務所に置く。

## (雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(付 則) この規則は、平成23年 9月29日から施行する。  
平成24年11月 7日一部改正